



議案第五十七号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年六月二十五日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四十四年六月十五日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和三十四年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、病院又は診療所へ収容の場合における入院時基本診療料及び入院料は除く。

附 則

この条例は、昭和四十四年八月一日から施行する。